

令和4年度第2回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和5年2月7日(火)午後2時00分～午後3時28分

【場 所】 市役所本庁舎14階1号会議室

【委員出席者】 石黒 匡人 委員長、舩田 雅彦 副委員長、鈴木 光 委員、
段林 君子 委員、中川 晶比兒 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、行政監察担当課長、コンプライアンス推進
担当係長、職員部人事課調査担当課長、服務担当係長 ほか

【会議内容】

1 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項により原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

2 公益通報等の運用状況について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料）について報告があった。

3 市及び指定管理者による業者への利益供与に係る通報について

(1) 通報の概要

市及び公園を管理している指定管理者は、特定の民間イベント会社に肩入れしている。市は指定管理者とイベント会社に契約させ、指定管理者の事業扱いにして公的イベント風に見せている。札幌市として国から敷地利用の許可を受け、占用料を無料にする行為は、利益供与に値し法令に違反する等の職員の不正行為に関する情報が通報された。

(2) 調査結果の報告

関係者への聞き取り等を行った結果、通報内容にある事実は確認できなかったとの報告があった。

(3) 質疑応答

報告後の主な質疑応答は次のとおり。(○：委員、●：市の関係部局。以下同じ)

○札幌市の方で指定管理者の事業運営の状況等をチェックする仕組みはあるか。

●札幌市は、指定管理者の監督者として、毎年、指定管理者から報告を受けるとともに、事業費が適正に使われているか等について検査を行っている。

○今回の指定管理者が行った事業の収益等も報告の対象としているのか。

●指定管理者から毎年度末に提出される決算書により報告を受けており、今回のイベントの収益等についても、今年度末の決算書等で報告がなされる。

○都市公園法に基づく公園占用許可審査基準についてあらためて聞きたい。

●当該審査基準には、行事等に伴い販売行為を行い、国、地方公共団体又は都市公園指定管理者が主催者又は主催者の一員である場合は、当該販売行為について、占用物を利用しての販売行為が参加者に対する必要最小限度の便宜供与であるもの等の要件に該当する場合に、公園管理者が公園の占用を許可することができる旨が規定されている。

今回のイベントでは、指定管理者が主催者の一員として行った飲物等の販売行為がイベント参加者に対する必要最小限度の便宜供与であるものに該当すると判断し許可したものの。

○市は、指定管理者が自主事業として行う販売行為の具体的な手法等についてチェックしているか。

●民間の事業者が自らの創意工夫やノウハウを活かした形で自主的に実施するものであるため、業者の選定や契約の方法等の具体的な手法について市から指示することは基本的に無いが、市は自主事業の許可にあたり、例えば、高価な物品の販売等、公園の設置目的に沿わないものであったり、委託先の事業者が反社会的勢力である場合には、許可しないということが

考えられる。

○市民サービスの向上という指定管理者制度の目的を確保しつつ、市民から誤解を受けることの無いよう引き続き取り組んでいただきたい。

4 職員による市民への名誉棄損に係る通報について

(1) 通報の概要

市税の徴収担当者である職員2名は、個人情報である市税の滞納に基づく捜索に関わる情報を紙に記し、自宅ドア外側に貼り付け、不特定多数の人が認識できる状態にして市民の社会的評価を著しく低下させた。このことは刑法第230条1項に規定される名誉棄損に該当する。また、担当者から脅迫的な発言を浴びせられ業を煮やした旨の職員の不正行為に関する情報が通報された。

(2) 調査結果の報告

関係者への聞き取り等を行った結果、職員からの脅迫的な発言等は確認されなかったが、自宅ドアに入居者の氏名、捜索を行い鍵を交換したので市税事務所に引き取りに来てほしいことを記した紙を貼り付けたことについては不適切な事務であったことから、既に当該市民に謝罪するとともに、関係職員に対し注意指導を行ったとの報告があった。

(3) 質疑応答

報告後の主な質疑応答は次のとおり。

○国税徴収法に基づく捜索の際には、事前連絡は行っているのか。

●財産を発見することを目的とした捜索であるため、この件に限らず事前連絡は行っていない。

○貼り紙をした行為は、当該市民にとってみれば、精神的な苦痛等を含め何らかの損害が生じていると思うところで、そうした中で、職員に対する処分を行っていないということについて、説明を求める。

●地方公務員法に基づく懲戒処分については、非違行為の程度や故意や悪意の有無等を総合的に勘案し市町村の裁量で決めることとされている。今回の事案についても、これらの要素を総合的に勘案した結果、地方公務員法

に基づく懲戒処分には至らないものと判断し、所属長から注意指導を行ったところ。

○貼り紙に記載する事項について、組織的にひな形等は作成していなかったのか。

●ひな形等は作成していなかった。日頃からこうした事案を想定して、対応策を考えておくべきであったと反省している。

○今後、職員個人のミスでこうしたことが生じぬよう、市税を取り扱う部門全体で、統一的なマニュアルを整備するであるとか、モデルケースとして組織的に共有していくことが重要であると思う。

5 その他

(1) 議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。

(2) 委員長から、現在の委員の任期が今年度末までのため、令和5年度の新体制での第1回委員会で互選するまでの間、委員会を招集する委員長が不在となることから、規則第8条の規定に則り、令和5年度第1回委員会の開催については、事務局から通知することについて諮られ、了承された。